

千葉県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月26日

千葉市長 神谷 俊一

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 東本町自治会

(2) 所在地 千葉市中央区東本町4-5

(3) 代表者 氏名 秋元 恒雄

住所 千葉市中央区東本町7-15

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の変更

ア 代表者氏名

「藤原 襄光」を「秋元 恒雄」に改める。

イ 代表者住所

「千葉市中央区東本町2-11」を

「千葉市中央区東本町7-15」に改める。

(2) 変更の年月日

令和5年4月9日

(3) 変更の理由

役員改選による。